

防官広第11449号
令和2年7月9日

施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

殿

大臣官房長

部外の製作する放送番組等に対する協力について（通知）

標記について、防衛省の広報活動に関する訓令の一部を改正する訓令が令和2年7月9日に施行されたので、下記のとおり、その留意事項を示すので適切に対応されたい。

記

1 広報活動の例示について（第4条関係）

（1）改正の趣旨

マスメディアの高度化に伴い協力的広報活動において、部外行事や映画と同等以上の影響力を持つテレビ番組やインターネット配信番組等に対する協力が増加している現況を鑑み、協力的広報活動に例示されていない「放送番組等」を追加する。

（2）放送番組等について

「放送番組等」は放送法で定義される放送番組のほか、インターネット配信番組および共有動画を含める。

2 部外の製作する映画及び放送番組等に対する協力について（第13条関係）

（1）改正の趣旨

改正前の訓令では、部外行事や映画と同等以上に影響力を持つ放送番組等について、特段の記載がなく、大臣承認は要しないと解釈できることから、新たに大臣承認に関する規定を設ける。

部外の製作する映画に対する協力については、シナリオや脚本、演出次第では、防衛隊・自衛隊が実態と異なる姿で描かれ、国民に誤った印象を与えてしまう可能性があることから、改正前の訓令と同様に、防衛大臣の承認を得ることを要する。他方、部外の製作する放送番組等に対する協力については、内容が多岐にわたり、事案の大

小を問わず、すべてを防衛大臣の承認事項とすることは業務効率上不適切と考えられることから、軽易な事案は個々の実施担当官が自らその責任で行うこととし、防衛省として総合的な配慮を必要とすると認められたものについて、防衛大臣の承認を要することとする。

(2) 部外の製作する放送番組等の防衛大臣の承認について

部外の製作する放送番組等に対する協力については、当該放送番組等が全国的な影響力を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、大臣承認を得なければならない。

(ア) 当該放送番組等に対する協力に際し、訓練その他の業務に相当の影響を及ぼす程度の多数の人員、装備等を使用する必要があるとき。

多数の人員、装備等の程度については、画一的な基準を示すことは困難であるが、一応の例示を挙げれば、例えば、協力に対する実動人員がおおむね 100 名以上、実動車両がおおむね 20 両以上、その他についてはこれに準ずる規模以上というようなことが考えられる。しかし、この基準は、当該部隊等の任務、構成等により当然その事情を異にするものであるので、実情に沿った考慮を払う必要がある。

(イ) 当該放送番組等に対する協力期間が、比較的長期にわたるものであるとき。

比較的長期とは、協力に対して相当数の人員、装備等が使用される通常の協力形態をとる場合において、概ね 1 週間を超える期間と考えられる。従って、極めて少数の人員、装備品等の使用に止まる場合や、既存の訓練その他の隊務に対する取材対応等は除かれる。

(ウ) その他当該放送番組等に対する協力について、防衛省として総合的な配慮を必要すると認められるとき。

上記の (ア) (イ) 以外に、防衛省として総合的な配慮を必要とする例としては、協力内容に爆発物の取り扱い等の高度な危険を含んでいる場合などが挙げられる。また、ドラマ番組及びバラエティー番組については、シナリオや脚本、演出次第では、防衛省・自衛隊が実態と異なる姿で描かれ、国民に誤った印象を与えてしまう可能性があることから、資料提供など軽微なものを除き、すべて本号に該当するものとして取り扱う。

(3) 実施担当官について

防衛大臣の承認を要するものについては、「防衛省全般に関すること及び防衛省の所掌事務に影響することが大であるもの」に該当することから、実施担当官を大臣官房長とする。